

今、教えなければ 間に合わない!

成年年齢引き下げで学生がターゲットに

4月1日から契約における「未成年者取消」が使えなくなり、大学生が悪質商法のターゲットになっています。しかも被害者になるだけでなく、加害者になる可能性もあります。今、なぜ消費者教育が必要なのか、その現状や法律で学生を守れるかなどについて、大藪副学長（日本消費者教育学会副会長）と、消費者被害に詳しい御子柴弁護士が講演し、対談します。

講師

岐阜大学副学長

大藪 千穂



岐阜県弁護士会会長

御子柴 慎

日時

7月20日(水) 12:05~12:55

12:05	開会挨拶	[副学長] 杉山 誠
12:08-12:23	「なぜ消費者教育が必要か ～被害者のはずが加害者になりうる学生～」	[副学長] 大藪 千穂
12:23-12:33	「法律で学生を守れるか？」	[岐阜県弁護士会会長] 御子柴 慎
12:33-12:48	対 談	大藪 千穂 × 御子柴 慎
12:48-12:52	質疑応答	
12:52	講評・閉会挨拶	[副学長] 山田 敏弘

Zoomを用いてのオンライン開催となります。
事前のお申し込みをお願い致します。

申込み締切り **7月15日(金)**

お申し込み
お問い合わせ

●岐阜大学全学共通教育事務室

Email: gjea01024@jim.gifu-u.ac.jp Tel: 058-293-3007